

自動車運転者を使用する事業場に係る改善基準告示の違反状況(愛知)

(平成23年1月～12月)

事 項 区 分		監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	改善基準告示違反事項					
				総拘束時間	最大拘束 時間	休息期間	最大運転 時間	連続運転 時間	休日労働
旅客自動車運送事業	ハイヤー タクシー	36 (100.0)	15 (41.7)	10 (27.8)	11 (30.6)	4 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.8)
	バ ス	0 (100.0)	0 ()	()	()	()	()	()	()
	そ の 他 旅 客	1 ()	0 ()	()	()	()	()	()	()
	小 計	37 (100.0)	15 (40.5)	10 (27.0)	11 (29.7)	4 (10.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.7)
貨物自動車運送事業	一般貨物	338 (100.0)	184 (54.4)	83 (24.6)	146 (43.2)	81 (24.0)	22 (6.5)	90 (26.6)	3 (0.9)
	特定貨物	17 (100.0)	6 (35.3)	4 (23.5)	4 (23.5)	2 (8.3)	0 ()	1 (5.9)	0 (0.0)
	貨 物 軽 自 動 車	2 (100.0)	0 (33.3)	()	()	()	()	()	()
	そ の 他 道 路 貨 物	12 (100.0)	7 (58.3)	3 (25.0)	6 (50.0)	4 (33.3)	1 (8.3)	5 (41.7)	0 (0.0)
	小 計	369 (100.0)	197 (53.4)	90 (24.4)	156 (42.3)	87 (23.6)	23 (6.2)	96 (26.0)	3 (0.8)
合 計	406 (100.0)	212 (52.2)	100 (24.6)	167 (41.1)	91 (22.4)	23 (5.7)	96 (23.6)	4 (1.0)	

(注)1 「労働基準関係法令の違反事業場数」欄は、何らかの労働基準関係法令の違反が認められた事業場である。

2 「主要違反条項」欄は、当該事項について違反が認められた事業場数である。

3 ()内は、監督実施事業場数に対する割合(%)である。